

令和5年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第7回総会

日時 令和5年7月20日(月) 午前10時00分
会場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智 (仮議席18番)
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人 (仮議席17番)
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄 (仮議席12番)	18番 木村三紀 (仮議席9番)

事務局

事務局長 猪倉秀行	事務局長補佐(総括) 芳賀豊彦
事務局長補佐(農地担当) 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主任 土田修	農地係主事 芳賀遼太郎

議事

- (1) 仮議席の指定について
- (2) 寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任について
- (3) 会長及び会長職務代理者就任あいさつ
- (4) 議席の指定について
- (5) 議事録署名委員の選任及び書記の任命について
- (6) 議第24号 寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任について
- (7) 常任委員会委員長及び副委員長就任あいさつ
- (8) 議第25号 寒河江市農業委員会常任委員会委員、広報委員会委員の指名について

開会 午前 9時54分

事務局長 それでは、臨時議長の選出でございます。臨時議長の選出につきましては、地方自治法第107条の規定に基づきまして、「年長の委員が臨時に議長の職務を行う」と定められております。つきましては、本規定に基づき出席委員の年長であります、木村三紀委員にお願いいたします。木村三紀委員は、臨時議長席にお着きくださるようお願いいたします。

木村臨時議長 それでは、農業委員会で最年長ということで、ただいまより臨時議長としまして会を進めてまいります。
それでは、日程に従って進めてまいります。

木村臨時議長 ただいまの出席委員数は在任委員18名中18名であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

木村臨時議長 これより、令和5年第7回寒河江市農業委員会総会を開会いたします。

木村臨時議長 日程第1、「仮議席の指定について」。
日程第1の仮議席の指定であります。寒河江市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、委員の議席はあらかじめくじで定めるとされておりますが、議事の都合上、ただいまご着席の座席を仮議席として指定いたします。

木村臨時議長 日程第2、「寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任について」。
日程第2、寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の

選任であります。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長 寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任につきましては、寒河江市農業委員会関係例規集の25ページに、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せがございます。この申合せに従いまして進めていただきたいと思います。以上です。

木村臨時議長 それでは、ただいまから互選会を開催いたしますので、暫時休憩とします。

総会休憩 午前 9時55分

互選会開会 午前 9時55分

事務局長 それでは、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第6条第1項の(1)により、臨時議長になった木村三紀委員に互選管理人を務めていただき、互選会の開催をお願いします。

木村臨時議長 ただいまの出席委員数は、在任委員18名中18名です。したがって、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せの第5条に規定する互選資格者の3分の2以上の委員出席となっておりますので、互選会は成立いたします。

互選会の進め方について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第2条により、寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任につきましては互選会を開催することになります。

初めに、指名推選により決定するか決めていただきたいと思います。指名推選によらない場合は、第3条により投票を

することになります。指名推選をする場合は、互選管理人が互選会の意見を徴して、5名以内の選考委員会の委員を指名します。指名された委員により選考委員会を開催し、結果を互選会にて報告いたします。報告された内容については互選会で承認するか決定することになります。

以上でございます。

木村臨時議長 ただいま互選会について説明がありました。互選会の方法ですが、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第2条により、会長及び会長職務代理者の選考については指名推選の方法として、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村臨時議長 異議なしと認めます。よって会長及び会長職務代理者の選考については指名推選の方法とします。

寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第7条により選考委員会を組織し、選考委員会で会長及び会長職務代理者の推選者を決定することとなります。選考委員会委員の地区の均等性を考慮して、選考委員会委員に、寒河江・南部地区、西根・三泉地区、柴橋地区、高松・醍醐地区、白岩地区の各地区から各1名を選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

木村臨時議長 ご異議ありませんので、そのように進めてまいります。

初めに、寒河江・南部地区はどなたを選考委員会委員といたしますか。寒河江・南部地区で協議。（「片桐委員でお願いします」の声あり）では、片桐委員。

次に、西根・三泉地区はどなたを選考委員会委員としますか。（「鈴木さん」の声あり）西根・三泉地区は鈴木委員。

次に、柴橋地区はどなたを選考委員会委員としますか。（「奥山さん」の声あり）柴橋地区は奥山委員を選考委員とします。

次に、高松・醍醐地区はどなたを選考委員会委員としますか。（「影沢委員」の声あり）高松・醍醐地区は影沢委員。

最後に、白岩地区はどなたを選考委員会委員としますか。（「眞木さん」の声あり）白岩地区は眞木早百合委員とします。

以上、寒河江から白岩地区まで5名の方の名前が挙がりましたが、この5名を選考委員会委員に指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木村臨時議長 では、寒河江・南部地区は片桐委員、西根・三泉地区は鈴木委員、柴橋地区は奥山委員、高松・醍醐地区は影沢委員、白岩地区は眞木委員を選考委員会委員に指名します。

選考委員会委員が決まりましたので、選考委員会の開催をお願いします。

それでは、選考委員会が終了するまで暫時休憩とします。

互選会休憩 午前 10時01分

互選会再開 午前 10時11分

木村臨時議長 それでは、互選会を再開いたします。

選考委員会の結果についてご報告をお願いします。影沢委員。

影沢委員

影沢です。

ただいま別室のほうで慎重審議、選考委員会をやったのですが、全員の了解を得て決まりましたので発表申し上げます。会長には木村三紀さん、会長職務代理者については片桐道雄さんをお願いすることに決定しましたので、発表申し上げます。よろしくお願いいたします。

木村臨時議長

ただいま、選考委員会委員を代表して影沢委員から、会長に私木村、会長職務代理者に片桐委員を推選するとの結果報告がありましたので、それぞれお諮りいたします。

ただいまの選考委員会の報告のとおり、会長に私木村委員を推選することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村臨時議長

異議なしと認めます。よって、会長に私木村が当選されました。

次に、会長職務代理者に片桐委員を推選するとの結果報告がありましたので、お諮りいたします。

会長職務代理者に片桐委員を推選することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村臨時議長

異議なしと認めます。よって、会長職務代理者に片桐委員が当選されました。

ただいま会長及び会長職務代理者に当選された木村、片桐委員の両人がこの会場におられますので、本席から告知いたします。

以上をもちまして、互選会を終了します。

互選会終了 午前 10時13分

総会再開 午前 10時13分

事務局長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして総会の休憩を解きまして、再び木村委員に臨時議長として会議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

木村臨時議長 はい、それでは、互選会が終了いたしましたので、総会を再開します。

木村臨時議長 日程第2、「寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任について」は、ただいまの互選会で決定したとおり、会長に木村三紀委員、会長職務代理者に片桐道雄委員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村臨時議長 異議なしと認めます。

木村臨時議長 日程第3、「会長及び会長職務代理者就任あいさつ」。

日程第3、会長及び会長職務代理者の就任あいさつであります。

会長の就任承諾及び挨拶をお願いします。

木村委員 改めまして、ただいま互選会において会長ということで大変な役をまた引き続き担うことになりました。9期目であり

ますので、本当に最後の3年間ということで、いろんな農業委員会、只今節目節目において政策が変わってきております。また、今年の秋にも農業農村食料基本計画の見直しがなされるということで、本当に大事な3年間になろうかと思えますけれども、今後とも寒河江市農業委員会委員全員、ワンチームとして、情報を共有しながら寒河江市の農業・農地を守り、発展のために頑張っていきたいと思えますのでご協力をお願いし、あいさつに代えさせて頂きたいと思えます。本当に宜しくお願い致します。(拍手)

木村臨時議長 次に、会長職務代理者の就任承諾及び挨拶をお願いします。
会長職務代理者。

片桐委員 今回選任させていただきました、会長職務代理者になります片桐と申します。

この通り、初めてのことで分らないことばかりでございませう。皆さんにご指導していただきながら3年間、職務代理者を全うしたいと思えますので、どうぞご協力宜しくお願い致します。(拍手)

木村臨時議長 以上をもちまして、私の臨時議長としての務めを終わらせていただきます。皆様のご協力、ありがとうございました。

木村議長 それでは、引き続き、議事を進行してまいります。

木村議長 日程第4、「議席の指定について」。

日程第4、議席の指定であります。総会の議席については、寒河江市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、くじで定めることとなっております。先ほど、受付のときにくじを引いていただき、仮議席を決めさせていただきましたが、

そのまま本議席としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

慣例により、会長及び会長職務代理者の議席についてはあらかじめ指定しております。会長は18番、会長職務代理者は17番と指定しますので、仮議席番号の18番と17番の方は交換となりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

異議なしと認めます。よって、会長は18番、同職務代理者は17番と指定した上で、仮議席をそのまま本議席といたします。

それでは、議席の移動をお願いします。

木村議長

日程第5、「議事録署名委員の選任及び書記の任命について」。

議事録署名委員の選任及び書記の任命であります。議長において指名いたします。議事録署名委員に、議席1番・山田委員、議席2番・影沢委員を指名します。

なお、書記には木村主任を任命します。

木村議長

日程第6、議第24号「寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任について」上程いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局長

はい、議長。

寒河江市農業委員会会長及び会長職務代理者の選任の際にも申し上げましたが、寒河江市農業委員会常任委員会委員長

及び副委員長の選任につきましても、農業委員会例規集の25ページにあります寒河江市農業委員会互選会に関する申合せに従いまして進めていただきたいと思います。

木村議長 ただいまから互選会を開催いたします。暫時休憩といたします。

総会休憩 午前 10時21分

互選会開会 午前 10時21分

事務局長 それでは、寒河江市農業委員会互選会に関する申し合わせ事項第6条第1項の(3)により、会長より互選管理人として議長を務めていただき、互選会を進めていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

木村議長 それでは、これより寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の互選会を始めます。

 ただいまの出席委員数は、在任委員数18名中18名です。したがって、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第5条に規定する互選資格者の3分の2以上の委員が出席となっておりますので、互選会は成立いたします。

 それでは、互選会の進め方について事務局より説明をお願いします。

事務局長 互選会の進め方については、先ほどの会長及び会長職務代理者の選任と同様になります。ただし、互選管理人は申合せの第6条第1項の(3)により、会長が互選管理人を務めるとなります。よろしくお願いいたします。

木村議長

ただいま事務局長より説明がありました。

初めに、互選会の方法ですが、寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第2条により、寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任については、指名推選の方法としていかがですか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

異議なしと認めます。よって、寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任にですが、指名推選の方法とします。

寒河江市農業委員会互選会に関する申合せ第7条により選考委員会を組織し、選考委員会で常任委員会委員長及び副委員長の推選者を決定することになります。選考委員会委員の地区の均等性を考慮し、選考委員会委員に、寒河江・南部地区、西根・三泉地区、柴橋地区、高松・醍醐地区、白岩地区の各地区から1名ずつ選出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

異議がないようですので、そのように進めてまいります。

初めに、寒河江・南部地区、どなたを選考委員会委員としますか。(「山田さん」の声あり) 寒河江・南部地区、山田委員。

次に、西根・三泉地区。(「鈴木委員」の声あり) 鈴木委員。
柴橋地区。(「奥山委員」の声あり) 奥山委員。

高松・醍醐地区。(「影沢委員」の声あり) 影沢委員。

白岩地区。(「眞木委員でございます」の声あり) 眞木委員。

ただいま、山田委員、鈴木委員、奥山委員、影沢委員、眞木委員の名前が挙がりましたが、この5名を選考委員会に指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 ただいま選ばれました選考委員につきましては、よろしく
お願いしたいと思えます。

選考委員会委員が決まりましたので、選考委員会の開催を
お願いします。

それでは、選考委員会が終了するまで暫時休憩とします。

互選会休憩 午前 10時26分

互選会再開 午前 10時37分

木村議長 互選会を再開します。

選考委員会における互選会の結果について、報告をお願い
します。影沢委員。

影沢委員 互選会の報告をしたいと思えます。農地常任委員長、農業
振興常任委員長とそれぞれの副委員長ということで選考会を
開きまして、協議の結果、この方々にお願いしたいと思いま
すのでよろしく申し上げます。農地常任委員会委員長には後
藤孝好委員、副委員長には猪倉通文委員。農業振興常任委員
会委員長には芳賀宏委員、副委員長には山田和義委員という
ことで、選考委員全員一致で決まりましたので、よろしくお
願いしたいと思えます。

以上です。

木村議長

ただいま、選考委員会委員を代表して影沢委員から、農地常任委員会委員長に後藤委員、副委員長に猪倉委員。農業振興常任委員会委員長に芳賀委員、副委員長に山田委員を推選するとの選考結果報告がありました。お諮りします。

議第24号「寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任について」、選考委員会の報告のとおり、農地常任委員会委員長に後藤委員、副委員長に猪倉委員、農業振興常任委員会委員長に芳賀委員、副委員長に山田委員を選任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長

異議なしと認めます。よって、農地常任委員長に後藤委員、副委員長に猪倉委員。農業振興常任委員会委員長に芳賀委員、副委員長に山田委員が選任されました。

ただいま両常任委員会の委員長及び副委員長に選任されました4名の方がこの会場におられますので、本席から告知いたします。

以上をもちまして互選会を終了いたします。

互選会終了 午前 10時41分

総会再開 午前 10時41分

木村議長

互選会が終了しましたので、総会を再開します。

日程第6、議第24号「寒河江市農業委員会常任委員会委員長及び副委員長の選任について」は、ただいまの互選会で決定したとおり、農地常任委員会委員長に後藤委員、副委員長に猪倉委員。農業振興常任委員会委員長に芳賀委員、副委員長に山田委員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 異議なしと認めます。

木村議長 日程第7、「常任委員会委員長及び副委員長就任あいさつ」。
日程第7、常任委員会委員長及び副委員長の就任あいさつ
です。

初めに、農地常任委員会委員長の就任承諾及びあいさつを
お願いします。

後藤委員 後藤です。よろしく申し上げます。今農地常任委員長とい
うことで選任されました。寝耳に水といいますか、よくわか
りませんが、皆様のご協力が無いとこの3年間うまくまと
めていくことができないと思いますので、ぜひ皆様のご協
力をお願いし、3年間よろしくお願いいたします。(拍手)

木村議長 続きまして、農地常任委員会副委員長の就任承諾及びあい
さつをお願いします。

猪倉委員 猪倉です。思いがけず、考えもつかないこととなりました
が、何とか3年間頑張りたいと思いますのでよろしくお願
い致します。(拍手)

木村議長 次に、農業振興常任委員会委員長の就任承諾及びあいさつ
をお願いします。

芳賀委員 農業振興常任委員会委員長を仰せつかりました芳賀です。
大変驚いていることが正直なところですが、前任者の相原委員
長の後を引継ぐということで、この常任委員会の中でいろいろ

ろと検討していくことでより良い委員会としていきたいと思
いますので皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

木村議長

農業振興常任委員会副委員長の就任承諾及びあいさつをお
願いします。

山田委員

この度1番くじを引きました寒河江地区の山田です。ご指
名をいただきましたので、農業振興常任委員会委員長の芳賀
さんをサポートしながら、3年間頑張っていきたいと思いま
すのでよろしく願いいたします。(拍手)

木村議長

次に、日程第8、議第25号「寒河江市農業委員会常任委
員会委員、広報委員会委員の指名について」、事務局の説明を
求めます。

事務局長

寒河江市農業委員会常任委員会の委員につきましては、寒
河江市農業委員会規定第3条の3第1項の規定により、広報
委員会委員につきましては同規定第11条第1項により会長
が指名することと規定されておりますので、本会議において
会長より指名くださいますようお願いいたします。

なお、広報委員会の委員長は、同規定第11条第2項によ
り、農業振興常任委員長が就くこととなっており、副委員長
は農業振興常任委員長の指名という形になっておりますので、
よろしく願いいたします。

木村議長

ただいま事務局から説明があったとおり、会長が指名する
こととなっておりますので、指名させていただきます。

常任委員及び広報委員については会長が指名することとな
っておりますので、指名させていただきます。

それでは、広報委員会につきましては、広報委員長が農業振興常任委員長の芳賀委員にお願いします。副委員長は委員長の指名となりますので芳賀委員長。

芳賀委員 氏家委員でお願いします。

木村議長 では副委員長は氏家委員になります。

また、広報委員は山田委員、奥山委員、眞木委員、布施委員、西尾委員でお願いします。全国農業会議からも広報紙の発行に注力するよう依頼がありますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、農地常任委員を指名します。この度新任された方は農地常任委員とさせていただき、農地関係の勉強をして頂きたいと思います。

農地常任委員は原田委員、安孫子委員、高橋委員、西尾委員、後藤委員、猪倉委員、布施委員、郷野委員。

その他の方々が振興常任委員となりますのでよろしく願いいたします。

そして、私と職務代理者につきましては、振興と農地、両方掛け持ちということでさせていただきますので、よろしくお願い致します。

木村議長 以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第7回寒河江市農業委員会総会を閉会します。

閉会 午前10時57分

令和5年7月20日

第7回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 1番委員.....山田和義.....

議事録署名委員 2番委員.....影沢政俊.....